日刊



東京都

目 次

公

-------(生活文化局都民生活部管理法人課)---

○漁業法による遊漁規則の変更認可……………(産業労働局農林水産部水産課)…

…………………………………(福祉保健局少子社会対策部家庭支援課)…

六

六 六

------(住宅政策本部住宅企画部不動産業課)

規 則

○東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一 -------(都市整備局市街地建築部調整課)----------(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…

○東京都建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正す 部を改正する規則…………………………………………(同)…(詞)::

○東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(同)…

令

○東京都建築指導事務所に勤務する建築主事の確認事務等に関する規程の一部改 正………………………………………(都市整備局市街地建築部調整課)… 五

示

○昭和四十六年東京都告示第千三百二十四の二号 ○不健全図書類の指定………………(都民安全推進本部総合推進部若年支援課)… ○公共測量の実施(三件)……………………(都市整備局都市基盤部調整課)… |区域を所管する建築主事の指定)の一部改正…………………………… ………(都市整備局市街地建築部建築企画課) (建築基準法の規定に基づく所

> Ħ. Ħ.

1

規 則 ○東京都指定排水設備工事事業者の指定………………………………………………(同)… ○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出………………………………(下水道局)… ○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要…(産業労働局商工部地域産業振興課)… ○市街地再開発組合の理事長の就任…………(都市整備局市街地整備部再開発課)… ○認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………………(同)…

 $\overline{\circ}$

九 九

東京都景観条例施行規則の一部を改正する規則を公布する

令和四年二月十八日

小 池 百 合子

●東京都規則第六号

Ŧī.

正する。

東京都景観条例施行規則の一部を改正する規則

東京都景観条例施行規則 (平成十九年東京都規則第四十五号) の一部を次のように改

及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)の項中「第三項」を「第五項」に 八条の二十六第三項」を「第六十八条の二十五第三項」に改め、 変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の部建築基準法の項中 別表第一法第十六条第一項第一号の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、 同部長期優良住宅の普 「第六十 外観を

附 則 改める。

建築物」を加える。

第一号の建築物の新築、 くは模様替又は色彩の変更の部建築基準法の項の改正規定は、公布の日から施行する。 この規則は、 令和四年二月二十日から施行する。 増築、 改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若し ただし、 別表第一法第十六条第 二項

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年二月十八日

東京都知事 小 池 百 合 子

●東京都規則第七号

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建築指導事務所長委任規則 (昭和四十六年東京都規則第二百六十号) の一部を

第一号イ中「取消しを必要とする建築物」の下に「、長期優良住宅の普及の促進に関

する法律(平成二十年法律第八十七号)第十八条第一項の規定による許可を必要とする

次のように改正する。

第四十号中「平成二十年法律第八十七号。」を削る。

第四十一号中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

則

この規則は、 令和四年二月二十日から施行する。

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改

令和四年二月十八日

正する規則を公布する。

東京都知事 小 池 百 合 子

●東京都規則第八号

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則

の一部を改正する規則

(第17520号) 三年東京都規則第百五十九号)の一部を次のように改正する 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則 (昭和五十

> 八条第一項に規定する許可の申請」を加える。 第五条第一 項第十一号中 「第三項」を 「第五項」に改め、 「申請」 の 下 に

「又は第十

則

この規則は、 令和四年二月二十日から施行する。

東京都建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

を公布する

令和四年二月十八日

●東京都規則第九号

東京都建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改

東京都知事

小

池

百

合子

東京都建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則 正する規則 (平成十四年東京都規

則第二百号)の一部を次のように改正する。 第四条第一項中「第三条」を「第六条」に改める。

別記様式表面中「圓」を削り、 同様式裏面中「抜すい」を「抜幸」に改める。

則

この規則は、 公布の日から施行する。

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布

する。

令和四年二月十八日

●東京都規則第十号

東京都知事

小

池

百

合子

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する

九十八号)の一部を次のように改正する 東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則 (平成二十一年東京都規則第 付近見取図

明

示

す

べ

き

事

項

方位、

道路及び目標となる地物

別表

(第六条の二関係)

3

配

置図

る建築物と他の建築物との別、

方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、

擁壁の位置並びに敷地の接する道路

申請に係

の位置及び幅員

第十三条の二 法第十八条第一項の規定による許可を受けた住宅の工事を取りやめよう 第十一条の二 規則第十八条第一項の規定により許可を申請した者は、 2 2 第六条の二 (許可申請の取下げ) (容積率の特例の許可の申請に係る添付書類 第十一条の次に次の一条を加える。 げる図書、 第六条の次に次の一条を加える。 附則の次に次の別表を加える。 とする者は、 第十三条の次に次の一条を加える。 の二)により知事に届け出なければならない。 る前に、当該申請を取り下げようとするときは、 通知書)の写しその他知事が必要と認める書類とする。 ればならない。 係る住宅の敷地の所在地を管轄する東京都建築指導事務所長又は支庁長を経由しなけ の二第一項の規定により、 をした者に返還するものとする。 知事に届け出なければならない。 前項の規定により添付した許可通知書は、 前項の規定にかかわらず、規則第十八条第一項又は第十一条の二若しくは第十三条 三条に次の一項を加える。 規則第十八条第一項の規定により知事が定める図書又は書面は、 理由書及び認定通知書(変更認定を受けた者は、認定通知書及び変更認定 工事取りやめ届(別記第六号様式の二)により、許可通知書を添えて、 知事に提出する申請書又は届出書は、 届出を受理した日から七日以内に、 許可申請取下げ届 当該申請又は届出に (別記第二号様式 知事が許可をす 別表に掲

断面図 がびに建築物の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ二面以上の 縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さが面 ががに建築物の高さ。 新及び開口部の位置

別記第二号様式の次に次の様式を加える。

	(注意)			ω	2	-	_	里 不		\
		% 突付欄	*	取下げの理由	敷地の地名地番	1 1 1	# # -}	下記の申請を取り下げたいので、東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第11条の2第1項の規定に基づき届け出ます。		東京都知事
	※印のある欄は、記入しないでください。			の異由	地名地		述 王 介	請を販 2第1		坤
	ある横		遊		維	i z X	 □ &	り下げ頃の規		瀝
	は、前		~			ш (たいの」注に基		平
	7 L					10 第	弟 中	東、で、東	申におれる。	픠
	37.4		建			扫		京都長計け出る	申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称	正
	ださい		製品 準計			dh	삔	期後長ます。	近又は 近の所 ら又は、	母
	,		建築指導事務所					作宅の	并 地 巻	거 딕
)普及(· 到
(H X								の促進		
(日本産業規格A列4番)			支庁					が悪い		曲
見格A			4)					る法律		田
914番								塘行網		ш

別記第六号様式の次に次の様式を加える。

第6号様式の2(第13条の2関係)

Н

#

政

S b

3. 涶

併

Ж

П

憑

東京都知事

主たる事務所の所在地 建築主の住所又は

建築主の氏名又は名称

細則第13条の2第1項の規定に基づき届け出ます。 下記の工事を取りやめたいので、東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行

쀤

許可の年月日・番号

П

門門

艇

卓

2 敷地の地名地番

ω 建築物等の用途

取りやめの内容

			Ŀ
延べ而積	建築面積		
m ²	m^2	許可面積	
™ 2	m ²	取りやめ面積	

Q 取りやめの理由

注意)	※受付欄	
※印のある欄は、記入し		都
記入しないでください。		建築指導事務所
		支庁

(日本産業規格A列4番)

第八

九の部二の項の改正規定は、

公布の日から施行する。

この規則は、

令和四年二月二十日から施行する。ただし、

第五十一条第一号及び別表

附

則

この規則は、 令和四年二月二十日から施行する。

附

則

東京都環境影響評価条例施行規則の 一部を改正する規則を公布する。

令和四年二月十八日

東京都規則第十一号

東京都知事 小 池 百 合 子

東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 東京都環境影響評価条例施行規則 (昭和五十六年東京都規則第百三十四号)の一部を

第五十一条第一号中「第九条第十六項」を「第九条第十七項」に改める。

項の次に次のように加える。 項」に改め、同表十三の部中四の項から出の項までを団の項から八の項までとし、 九の部□の項中「第二十五条の十一第二項」を「第二十五条の二十三第二 (三) の

(四) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成二十年法律第八十七号) 第十八条

別表第八 第一項の規定に基づく許可の申請 十四の部中国の項を穴の項とし、 四の項を田の項とし、三の項の次に次の

ように加える (四) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基づく許可の申

訓

東京都訓令第二号

令

都 市

指 導 事 務 所

建 築

5

整 局

東京都訓令甲第百四十五号) 東京都建築指導事務所に勤務する建築主事の確認事務等に関する規程 の一部を次のように改正する。

(昭和四十六年

令和四年二月十八日

東京都知事 小 池 百 合子

に関する法律 一条第一号中「取消しを必要とする建築物」の下に「、長期優良住宅の普及の促進 (平成二十年法律第八十七号)第十八条第一項の規定による許可を必要と

則

する建築物」を加える。

この訓令は、 令和四年二月二十日から施行する。

告 示

●東京都告示第百七十二号

八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、 東京都青少年の健全な育成に関する条例 (昭和三十九年東京都条例第百八十一号) 次のとおり指定 第

する。

令和四年二月十八日

東京都知事 小 池

百

合子

図書類

指定番号 種類 コード及び発行業者名称、号刊、共通雑誌

指定理

d r a p D X N o. C O M I C $\frac{1}{7}$ 情を刺激し、 著しく性的感

四三三三

書籍

S

双子×征服

青少年の健全

株式会社コアマガジン するおそれが な成長を阻害

●東京都告示第百七十三号

第 項の規定により、 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四 武蔵野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、

同条第三項の規定により告示する。

令和四年二月十八日

測量施行者

測量の種類

測量の区域 武蔵野市地内

一日から令和四年二月十

●東京都告示第百七十六号

昭和四十六年東京都告示第千三百

二十四の二号

(建築基

(<u>Fi.</u>)

免許年月日 免許証番号

令和三年十月六日

東京都知事4第八六五五六号

(四)

 $(\overline{\underline{}})$ $(\underline{\hspace{1cm}})$

所の所在地主たる事務

調布市八雲台二丁目十二番地二

四

測量の期間

●東京都告示第百七十四号

の一部を次のように改正する。

令和四年二月十八日

準法の規定に基づく所轄区域を所管する建築主事の指定)

市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、

令和四年二月十八日

東京都知事 小 池 百

合子

七号)第十八条第一項の規定による許可を必要とする建築

良住宅の普及の促進に関する法律

(平成二十年法律第八十

第一号中

「取消を必要とする建築物」

の下に「、長期優

東京都知事

小

池

百

合

子

六十六条第一項の規定による行政処分について、

同法第七

第

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)

条第一項の規定により、

次のとおり告示する。

令和四年二月十八日

東京都知事

小

池

百 合子 ●東京都告示第百七十八号

測量施行者 八王子市

測量の区域 八王子市地内

令和三年十月十五日から令和四年二月二

十八日まで

四

測量の種類 公共測量(地図編集

測量の期間

三

●東京都告示第百七十五号 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同 おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、

三鷹市

規定により、

公開の聴聞を次のとおり行う。

令和四年二月十八日

同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の

規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び

(昭和二十七年法律第百七十六号)

0)

(<u>Fi.</u>) (四)

免許証番号

条第三項の規定により告示する。

令和四年二月十八日

日時

令和四年三月十六日

午後

一時三十分

東京都知事

小

池

百

合

子

(第17520号)

武蔵野市

東京都知事 小

池

百

合子

測量施行者

三鷹市

東京都知事

小

池

百

合

子

場所

新宿区西新宿二丁目八番 本部住宅企画部聴聞室

号

東京都住宅政策

三

測量の区域 測量の種類

三鷹市地内

公共測量

(数値撮影デジタル

三

被聴聞者

商号

株式会社調布銘木

代表者氏名

代表取締役

森

洸

四

測量の期間

令和三年十一月十九日から令和四年二月

二十八日まで

公共測量(道路管理

令和三年十一月 八日まで

おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

同条第三項の規定により告示する。

物

を加える。

則

この告示は、 令和四年二月二十日から施行する。

●東京都告示第百七十七号 宅地建物取引業法

> $(\underline{\hspace{1cm}})$ 代表者氏名 代表取締役

> > 嶺

八十一

(--)

商号

株式会社山

被処分者

主たる事務

 (\equiv)

千代田区神田三崎町二丁目十一番十

所の所在地 号

東京都知事(6第七一一〇七号

免許年月日 平成二十九年二月十八日

処分年月日 令和四年二月九日

三 処分内容 免許の取消し

匹

適用条項

宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第百七十九号

母子保健法施行規則

(昭和四十年厚生省令第五十五号)

7 令和4年2月18日(金曜日) 東 京 都 公 報 (第17520号) 東医療セ 医科大学 する。 認可をしたので、同条第七項の規定により次のとおり公示 東京都内水面における第五種共同漁業権遊漁規則の変更の 第三項の規定に基づき、令和三年十二月二日付けをもって 東京女子 第十二条の規定に基づき、指定養育医療機関から変更の届 内共第二号 ●東京都告示第百八十号 出があったので、次のとおり告示する。 変更前 漁業法 <u>(川</u>) (\equiv) $(\underline{})$ 令和四年二月十八日 名称の変更 令和四年二月十八日 漁業権者の名称及び住所 漁業権の免許番号 変更の内容 令和三年十二月二日 変更後の規則施行年月日 内共第二号 東京都あきる野市養沢千三百十一番地 秋川漁業協同組合 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第百七十条 医療セン 医科大学 東京女子 変更後 東京都知事 東京都知事 久二丁目一 荒川区西尾 変更前 所在地の変更 小 四丁目三十 小 三番一号 変更後 池 池 百 百 合子 合子 一月一 日 田 田 月日 変更年 次のとおり

内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則

第5条第1項下表

かじか	うなぎ	 ないは	うぐい	ふな	こい	\$ # \$	たままいい	83	# }	魚種別
手釣・竿釣	手釣・竿釣	手釣・竿釣	手釣・竿釣	手動・竿釣	手釣・竿釣	手釣・竿釣	手釣・竿釣	投網	手釣・竿釣	漁法別
全城	全城	全域	全城	全域	全城	全域	拝島橋までの区域 赤井沢、三頭沢を除へ全域 赤井沢、三頭沢を除へ全域		全域	冈姨
7月1日から8月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	1月1日から12月31日まで	組合が定め公示した日 (解禁日) から 9 月 30 日まで	組合が定め公示した日(解禁日)から9月30日まで(但し、吉祥寺満より上端の南 秋川支流、北秋川橋より上流の北秋川支流 (神戸大橋から上流約20mに設置されたえん堤より下流の神戸沢を除く。) については9月30日まで。)	組合が定め公示した日 (解禁日) から 12 月 31 日まで	組合が定め公示した日 (解禁日) から 12 月 31 日まで	遊漁期間

変更後

継
ű
缑
舥
\vdash
屈
ᅱ
表

かじか	うなぎ	おいかわ	うぐい	かな	にい	\$ # 8	サ マ ド		\$ -	魚種別
手釣・竿釣	手釣・竿釣	手動・年釣	手釣・竿釣	手動・竿釣	手動・竿釣	手釣・竿釣	手釣・竿釣	投剎	手釣・竿釣	漁法別
全城	全域	全域	全城	全域	全城	全域	赤井沢、三頭沢を除く全域	多摩川、通称拝島堰堤より下流、 拝島橋までの区域	全域	区域
7月1日から8月31日まで		対井福川院の半井川(特段慰婆を深へ。)	川(特設釣場より上流)盆堀川、深沢川、下	1月 日から 2月 31日まで(但し、乙年 現上流の本支流(特設釣場を除へ。)、騰沢		組合が定め公示した日 (解禁日) から9月 30日まで	組合が定め公示した日(解禁日)から9月30 日まで(但し、乙律集上流の本支流(特設動場を除く。)、養沢川(特設動場とり上流)金堀川、深沢川、下新井橋上流の平井川(特設釣場を除く。) については9月30日まで。)	組合が定め公示した日 (解禁日) から 12 月 31 日まで	組合が定め公示した日(解禁日)から 12月 31日まで 月 31日まで (但し、乙華版上流の本支流(特設釣場を除く。)、養沢川(特設釣場より上流)盆堀川、深沢川、下新井橋上流の平井川(特設釣場を除く。)については9月30日まで。)	

令和四年二月十八日

百四十三号)第二十二条の三の規定により、

次のとおり公

法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二 ったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進

東京都知事 小 池

百 合子

特定非営利活動法人ジャパンハート

代表者の氏名

吉岡 春菜

 \equiv 主たる事務所の所在地

台東区寿一丁目五番十号 1510ビル三階

その他の事務所の所在地

四

佐賀県伊万里市東山代町東大久保千七百六十一番地

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変

更の届出について

十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号) 条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったの 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三 同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行 第二

告

公

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出

条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があ

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九

について

9	令和4年	F2月18	日(金田	翟日)			東	京	者	3 2	<u>~</u>	報								(9	第17	520	号)
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。	意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八ついて	大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に	目黒区自由が丘一丁目二十九番十六号	二 住所 自由が丘商店街振興組合 副理事長 岡田 一弥	一 氏名	東京都知事 小 池 百合子	令和四年二月十八日	ったので、同条第二項の規定により公告する。	発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があ	条第一項の規定により自由が丘一丁目29番地区市街地再開	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八	市街地再開発組合の理事長の就任について		町第二二〇一号	新宿区歌舞伎町二丁目六番十六号 パレドール歌舞伎	三 主たる事務所の所在地	林 英治、梶岡 肇、永田 雅夫	二 代表者の氏名	特定非営利活動法人日本アマチュア演奏家協会	一 名称	東京都知事 小 池 百合子	令和四年二月十八日
令和三(月日 指定番号 名称 所有受理年 指定番号 商号又は 新東一 専業所の所在地を変更した事業者	事業所	令和四年二月十八日たので、同規程第七条の	指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があっ	下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年	ついて	東京報		七 縦覧時間			六 縦覧期間		五 縦覧場所	ウ 収受日	イ 概要	ア 聴取者	四意見	三 設置者名	二 店舗所在地	一店舗名		令和四年二月十八日
〇八二三	指定番号	所東京	年二月 規程第	備工事 事	埋規程 水	7	都指定:																华二月·
	方が名の名が	児子也と変更)に東東京都下水道局長	十八日	事業者が	第四号)		排水設備		ただし、午前九時	る休日を除く。	例(平片	まで。た	. (新宿豆	東京都会	令和四 年	意見なし	江東区長		株式会社	江東区	(仮称)	東京	十八日
株式会社	名称の見れる	道局長	 規定によ	から次の	第六条		加工事 重		正午から	を除く。	风元年 审	ただし、井二月十		生業労働	令和四年二月三日		区		仕ライフ	豆洲四丁	豊洲四	東京都知事	
中野区弥生	新事業所		.四年二月十八日 同規程第七条の規定により公告する。	ように	の規定は規程(業者の		マら午後アから午		宗都条	東京都-八日か	二丁目	局商工	目				/コーポ	江東区豊洲四丁目三番二ほか	豊洲四丁目店舗計画	小	
	地系所	山	する。	変更の日	平成十二		東京都指定排水設備工事事業者の変更届出に		一時まり		例第十5	の休日	八番一日	部地域で					株式会社ライフコーポレーション	二ほか	舗計画	池百	
中野区中央	所事 世 業 所	守		届出があ	定に基づき、東京都(平成十三年東京都		出に		ただし、正午から午後一時までを除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。		号)に定	まで。ただし、東京都の休日に関する条令和匹年二月十八日から同年三月十八日	. 号	東京都産業労働局商工部地域産業振興課					ョン			合子	
央	所 ———				都都			=				条日		課									
同月二	十 同 二 月 日 二	l 七同 日月 十	五. 日	同 月 十	月 年 ? 一 十 ? 日 一 :	令 月 和 三	月 受 日 理 年		-	十六日				十 五 日	同月二			二月月十] -		日 同月九	月 匹 日	年十一
三八五五五	一六七三	000		二六二三	: : :	三 五 つ	指定番号	代表者を変更した事業者		二九六六					四九六二			四 (力	.])		五四二三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三		
								足した車	т,				**)				社	_	•				J k
有限会社	業所 構工	株式会社	会社株式	本建物	関東株式	ダイダン	名 弥 帝 号 又は	デ業者	業所	源田水道			ック	ユーワテ	株式会社		71.	キ株式会	,		ハツトミ		水研社
宮内	林	佐藤		伴 田		加藤	新代表者名		三号	出町十番十	i R	ク本社ビル	ユーオリカ	家三丁目二	足立区		番地の	一丁目三十	f i	四番二号	骨二丁目十	十番一	町一丁目三
里 穂	裕太			貴		涿 己																	
太田	林	京		門 脇 ·	<u>.</u> 	毕	旧代表者名		番十号	出町三十六足立区日ノ	. I	丘皆カナメビル	十一号十:	橋蛎殻町一	中央区	天神 モラ	一番地	町三丁目十	手 号 1	=	骨一丁!	番十	四丁目四十
義浩	成 行	智彦		<u>+</u> -	-	_	者名		-	十月六ノ		ビル	七 新 番	: 町	日 本	ブ 1	- イ 一	目 天 十 神	į	十八	丁目六	号	- 四

ミックス 艇

発

|電話 ○三(五三二一)一一一(代)

定

一箇月